

うるま農業振興地域整備計画全体見直しに係る 地域別関係地権者農家説明会の開催

農業振興と地域開発等との調和のとれた農業振興整備計画を作成することを目的として、下記の日程で地域説明会を開催し、制度説明や意向調査等を行います。農用地域の地権者様や農業者様は積極的な参加をお願いいたします。

参加を希望する方は事前予約が必要です。開催日の一週間前までに電話またはFAXにてお申込みください。お住まいや所有地などに係わらず、いずれの説明会にも参加予約の申し込みが可能となっております。
※定員に達し次第、申し込みを終了します。

農家説明会の開催日程

開催日	開催場所
令和4年1月7日(金) 午後2時30分～4時	じんぶん館
令和4年1月12日(水) 午後7時～8時30分	うるマルシェ
令和4年1月14日(金) 午後2時30分～4時	高江洲公民館
令和4年1月17日(月) 午後2時30分～4時	うるま市水道局
令和4年1月19日(水) 午後7時～8時30分	石川保健相談センター 2階ホール
令和4年1月21日(金) 午後2時30分～4時	具志川公民館
令和4年1月24日(月) 午後2時30分～4時	平敷屋公民館
令和4年1月26日(水) 午後7時～8時30分	勝連シビックセンター 1階中ホール
令和4年1月28日(金) 午後2時30分～4時	あまわりパーク
令和4年1月31日(月) 午後2時30分～4時	平安座自治会館
令和4年2月2日(水) 午後7時～8時30分	与那城地区公民館
令和4年2月4日(金) 午後2時30分～4時	津堅公民館
令和4年2月7日(月) 午後2時30分～4時	石川地区公民館
令和4年2月9日(水) 午後2時30分～4時	伊波公民館



※開催時間について、基本的に午後2時30分から午後4時までとなります。ただし、令和4年1月12日、19日、26日、令和4年2月2日の説明会は午後7時から午後8時30分までの夜間となります。

うるま市産の花の展示会を開催します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響による冠婚葬祭等の縮小によって消費が低迷している花きの生産者等を応援するため、市産の花きを主とした展示品を下記の日程で設置いたします。

市役所本庁近くにお立ち寄りの際には、ぜひ花きの展示品をご覧くださいませよう願いたします。

日時
①令和3年12月6日(月) 午後1時～12月10日(金) 午後1時まで
②令和3年12月13日(月) 午後1時～12月17日(金) 午後1時まで

場所
東棟1F エントランスホール
西棟1F 市民ロビー



申込み・お問合せ先 農政課 ☎923-7607

低所得の子育て世帯に対する

申請はお済ですか?

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

給付額 児童一人当たり **5万円**

申請期限 令和4年2月28日(月)まで

対象児童 平成15年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は、平成13年4月2日)から令和4年2月28日までに出生した児童

対象者



1. ひとり親世帯以外分

申請が必要な方

- ①対象児童の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方。
- ②令和3年度住民税均等割が非課税の方で、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童(高校生等)のみを養育する方。
- ③令和3年4月分児童手当を受給した公務員で、令和3年度住民税均等割が非課税の方。

詳しくは市ホームページでご確認ください。



申請が不要な方

- ④令和3年度住民税非課税の方で、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方。

2. ひとり親世帯分

申請が必要な方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。
以下の(ア)、(イ)の要件をすべて満たしている方が対象です。
(ア) 申請時点で児童扶養手当の支給要件に該当している方。
(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し令和2年2月以降の任意の1か月(児童扶養手当の受給資格者となった後の1か月)の収入額を、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満となれば支給対象となります。
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)

詳しくは市ホームページでご確認ください。



申請が不要な方

- ③令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方。

※家計が急変とは・・・新型コロナウイルスの影響により収入減少や退職になった、再就職が難しくなったなど、得られていたはずの収入が得られなかった場合を言います。

注意

※「ひとり親世帯以外分」と「ひとり親世帯分」の給付金は、重複して受給できません。
※すでに受給済みの方は申請できません。

お問合せ 児童家庭課 ☎923-4075 (給付金担当)